

○一関工業高等専門学校広報室規則

(平成20年3月31日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校広報室（以下「広報室」という。）を置く。

(目的)

第2条 広報室は、学生、保護者、教職員、卒業生、修了生及びその他関係機関並びに地域住民に対し、広報活動を通じ本校を広く正しく認識させることを目的とする。

(組織)

第3条 広報室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（総務担当）
 - 二 教務主事補 1名
 - 三 学生主事補 1名
 - 四 寮務主事補 1名
 - 五 総務担当補佐 1名
 - 六 副地域共同テクノセンター長 1名
 - 七 校長が指名する教員若干名
 - 八 総務課長
 - 九 学生課長
 - 十 技術長
- 2 広報室に室長を置き、副校長（総務担当）をもって充てる。
 - 3 第1項第七号の室員は、校長が指名する。
 - 4 第1項第七号の室員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 室長に事故あるときは、室長の指名した室員がその職務を代行する。

(任務)

第4条 広報室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 広報活動に関する基本的な事項
- 二 広報誌に関する事項
- 三 学生募集の広報に関する事項（募集要項に関する事項を除く）
- 四 行政機関及び企業への広報に関する事項
- 五 ホームページに関する事項
- 六 出版活動の援助に関する事項
- 七 その他広報上特に必要な事項

(事務)

第5条 広報室の事務は、総務課が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校広報委員会規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年11月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第3条第1項第二号により新たに任命される室員の任期は、第3条第4項にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。